

# 建設業法施行規則の一部改正等について

山口県土木建築部監理課

## 1 概要

- ・金額要件の見直しを行います。※()内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000 万円 (6000 万円)	4500 万円 (7000 万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500 万円 (7000 万円)	4000 万円 (8000 万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500 万円	4000 万円

- ・行政書士の代理申請について、代理人による記名を不可とするものがなくなります。

## 2 手引きの変更

P4	金額の修正
P37	代理人による記名を不可とするものの削除